

令和3・4年度

書面申請用

測量及び建設コンサルタント業務等
競争入札参加資格審査の申請の手引き

- ・測量
- ・建築関係建設コンサルタント業務
- ・地質調査業務
- ・補償関係コンサルタント業務
- ・土木関係建設コンサルタント業務
- ・その他

海 田 町

第1 資格審査の申請手順等

1 資格審査

海田町が、[令和3・4年度](#)に発注する測量及び建設コンサルタント等業務の指名競争入札（随意契約を含む。）に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）の審査（以下「資格審査」という。）を受けようとする者は、所定の入札参加資格審査申請書及び添付書類（以下「資格審査申請書等」という。）を、所定の期日までに提出しなければなりません。

2 申請書類の提出場所及び提出期間

提出場所 海田町役場 3階 財政課

提出期間

追加第1回	令和 3年 5月 10日 (月) ~ 令和 3年 5月 14日 (金)
追加第2回	令和 3年 7月 5日 (月) ~ 令和 3年 7月 9日 (金)
追加第3回	令和 3年 10月 4日 (月) ~ 令和 3年 10月 8日 (金)
追加第4回	令和 4年 2月 14日 (月) ~ 令和 4年 2月 18日 (金)
追加第5回	令和 4年 5月 9日 (月) ~ 令和 4年 5月 13日 (金)
追加第6回	令和 4年 9月 5日 (月) ~ 令和 4年 9月 9日 (金)

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

受付時間 9:00～11:30 13:30～16:00

3 申請資格

次の各号に該当する者は、入札参加資格審査を申請することはできません。

- (1) 「測量」分野を希望業務とする者で、測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の規定による登録を受けていない者
- (2) 「建築関係建設コンサルタント」分野のうち「建築一般」部門を希望業務とする者で、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による登録を受けていない者
- (3) 「その他」分野のうち「不動産鑑定」部門を希望業務とする者で、不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第22条の規定による登録を受けてない者
- (4) 直近2年間において、資格審査を申請する希望業務分野（測量、建築関係建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務及びその他）について、業務を行った実績（年間平均実績高の記載）のない者
- (5) 資格審査の申請を行うときに、海田町税又は広島県税の滞納がある者
- (6) 資格審査の申請において虚偽の申告をし、又は重要な事実について申告を行わなかった者。なお、建設業者等指名除外要綱により、海田町の指名除外の期間中である方も資格審査申請書等の提出はできますが、資格認定を受けた場合も指名除外の効力は継続します。
- (7) 次の①から③までに掲げる届出の義務を履行していない者（届出の義務がない者を除く）

- ① 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務
 - ② 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
 - ③ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
- ※平成29・30年度入札参加資格審査申請から、社会保険等未加入者（届出の義務がない者を除く）の申請は受付できなくなりましたので、ご注意ください。

※上記(1)～(7)の内容を十分に確認し、申請業務(分野・部門)及び内容をよく確認した上で申請してください。

4 入札参加資格の認定等

(1) 入札参加資格の認定

入札参加資格を認定したときは、海田町ホームページで公表します。

(2) 入札参加資格の取消し

入札参加資格の認定後、資格審査の申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかったことが判明した場合等は、入札参加資格を取消すことがありますので、十分注意してください。

入札参加資格の取消しを受けた者は、令和3年度及び令和4年度において再び入札参加資格の認定を受けることができません。また、令和5年度以降についても、その取消しに係る入札参加資格審査の申請の日から24か月を経過する日までは、資格の認定を受けることができません。

入札参加資格の取消しを受けた者は、令和3年度及び令和4年度に海田町が発注する委託業務において再委託を受けることができません。また、令和5年度以降についても、その取消しに係る入札参加資格審査の申請の日から24か月を経過する日までは、海田町が発注する委託業務において再委託を受けることができません。

(3) 入札参加資格の有効期間

この資格が認定された日から令和4年度の末日までとします。ただし、この資格は、令和5年度においてもその年度における資格が認定される日までは、有効とします。

5 提出書類一覧表（資格審査申請書等）

- (1) 提出書類は、次の表のとおりとします。様式の定められているものは、所定の様式で提出してください。
- (2) 「3」有資格技術職員名簿は、様式第10号以外の様式で提出された場合は受付できませんので、注意してください。
- (3) 「5」、「7」、「8」、「13」及び「19」から「21」の提出書類については、資格審査を申請する日の3か月前の日以降に発行されたものを提出してください。
- (4) 申請者が土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務を希望し、かつ国土交通大臣の定めた登録規程による登録業者であるときは、各登録規程による現況報

告書の副本の写し（国土交通大臣に提出し、その確認印を受けたものに限る。）の提出があれば、「4」の希望業務実績調書（注）、「12」の財務諸表等及び「13」の商業登記簿謄本の写しについて省略できます。

注 「4」の希望業務実績調書は、現況報告書に記載以外の分野のものは省略できません。別途作成して提出してください。

(例)

・測量分野と土木関係建設コンサルタント分野を希望し、土木関係建設コンサルタント分野に関する現況報告書を所持している場合

「4」の希望業務実績調書 → 測量業務の実績調書が必要です。

「12」の財務諸表、「13」の商業登記簿謄本の写し → 省略できます。

提出書類一覧表（資格審査申請書等）

番号	提出書類等	様式番号	○ 必須 △ 該当の場合
1	指名競争入札参加資格審査申請書	様式第8号 (A~E)	○
2	営業所一覧表	様式第9号	○
3	有資格技術職員名簿	様式第10号	○
4	希望業務実績調書 ※申請を希望する業種のみ	様式第11号	○ ※6がある分野は省略可
5	測量業者登録証明書、建築士事務所登録証明書、土地家屋調査士登録証明書、計量証明事業者登録証明書、不動産鑑定業者登録証明書、司法書士登録証明書の写し		△
6	建設コンサルタント現況報告書、地質調査業者現況報告書、補償コンサルタント現況報告書の副本の写し		△
7	・海田町税について滞納がないことを海田町長が証した書面(写し可) ・広島県税について滞納がないことを県税事務所長が証した書面(写し可)【申請日から3か月以内発行】	別紙様式 (海田町税)	△
8	国税通則法施行規則(昭和37年大蔵省令第28号)別紙第9号(その3、その3の2、その3の3)による納税証明書(消費税及び地方消費税に係るもの)(写し可)【申請日から3か月以内発行】		○
9	委任状(代表取締役などから支店長などに対する委任事項を証した書面) <u>(写し不可)</u>	様式第12号	△
10	健康保険、厚生年金保険、雇用保険(以下「社会保険等」という。)の加入状況を確認できる書類の写し(社会保険等に加入義務がない場合又は適法に他の保険に加入している場合を除く)		○
11	申出書	様式第13号	△
12	法人……直前1年の事業年度の「貸借対照表」、「損益計算書」、「株主資本等変動計算書」及び「注記表」 個人……直前1年の事業年度の「貸借対照表」及び「損益計算書」		○ ※6がある場合は省略可
13	法人……商業登記簿謄本(写し可)		○ ※6がある場合は省略可
14	I S O 9001の認証取得を示す登録証及び附属書の写し		△
15	印鑑証明書 <u>(写し不可)</u> 【申請日から3か月以内発行】		○
16	使用印鑑届 <u>(写し不可)</u>	様式第14号	△
17	障害者雇用状況報告書の写し(障害者雇用義務のある者)又は障害者の雇用状況を確認できる書類(障害者手帳等)の写し(障害者雇用義務のない者)		△
18	広島県公共土木施設災害支援制度における広島県公共土木施設災害支援団体認定証又は広島県公共土木施設災害支援制度に係る支援団体登録証明の写し(登録分野が「情報収集活動」のものに限る)		△

19	消防団協力事業所表示制度認定証明書の写し		△
20	協力雇用主登録証明書の写し		△
21	暴力団離脱者社会復帰支援事業協力事業所登録を証する書面の写し		△
22	受付票	様式第15号	△
23	誓約書	様式第16号	○

※注1 「2」 営業所一覧表及び「9」 委任状について

測量及び建設コンサルタント業務等の委託契約する権限等を委任する場合は、 営業所一覧表（様式第9号）及び委任状（様式第12号；写し不可）を提出してください。

注2 「7」について、海田町内・広島県内に営業所等がないなど町・県に税金を納める必要が無い場合には提出の必要がありません。この場合、様式第9号に「海田町税については、納税義務がありません。」「広島県税については、納税の義務がありません。」と記入してください。

注3 「8」の消費税及び地方消費税の納税証明書について

ア 国税通則法施行規則別紙第9号様式（その3 未納の税額がないこと用）による納税証明書（消費税及び地方消費税に係るもの。）又はその写しを添付してください。（その3の2又はその3の3でも可）

イ 消費税及び地方消費税の免税事業者であっても、「納税証明書その3」は発行されます。

ウ 納税証明書は、納税地を管轄する税務署で発行され、原則即時交付されます。（他の税務署では発行されません。）

エ 納税証明書は、証明手数料として400円（オンラインで交付請求の場合370円）の収入印紙を貼る必要があります。

オ 収入印紙は郵便局等で購入できます。（税務署では購入できないので注意してください。）

カ 納税証明書については、最寄りの税務署に問い合わせてください。

注4 「10」の健康保険、厚生年金保険、雇用保険の加入状況を確認できる書類の写しとは、次のとおりです。

【健康保険及び厚生年金保険】

保険料を納付したことを証する書面、被保険者資格取得確認又は標準報酬決定通知書、被保険者報酬月額算定基礎届、その他健康保険及び厚生年金保険への加入が確認できる書類（年金事務所の收受印のあるもの）のいずれかの写し（いずれも直近1年間以内の日付のもの）

【雇用保険】

概算保険料又は確定保険料を納付したことを証する書面、労働保険概算・確定保険料申告書、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書、雇用保険被保険者証（被保険者のうち、測量及び建設コンサルタント等業務に従事する職員全員分）、その他雇用保険への加入が確認できる書類（労働局の收受印のあるもの）のいずれかの写し（いずれも直近1年間以内の日付のもの）

※ 平成29・30年度入札参加資格審査申請から、社会保険等未加入者（届出の義務がない者を除く）の申請は受付できなくなりましたので、ご注意ください。

注5 「11」について、社会保険等に加入義務がない者又は適法に他の保険に加入している者のみ提出してください。

注6 「12」について、資格審査申請書等を提出する日までに直前1年の事業年度の財務諸表の調製が完了していない場合は、直前1年の事業年度の前年度の財務諸表を提出してください。

注7 「14」について、広島県内にある営業所がISO9001の認証取得している者のみ提出してください。

注8 「17」について、注9に該当する者のみ提出してください。

注9 「17」の障害者雇用状況報告書とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和35年政令第292号）第9条に規定する障害者雇用率を達成した者が、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第38号）第8条の規定により公共職業安定所の長へ報告した障害者雇用状況報告書（事業主控）をいい、障害者雇用義務のある者とは、県内業者のうち、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第1項の規定により、同法第2条第1号に規定する障害者（以下「障害者」という。）を雇用する義務のある者をいう。

また、障害者の雇用状況を確認できる書類とは、障害者を1名以上直接的かつ恒常に雇用していることを確認できる書類をいい、障害者雇用義務のない者とは、県内業者のうち、障害者の雇用の促進等に関する法律の規定に基づく障害者の雇用義務がない者で、障害者を1名以上直接的かつ恒常に雇用している者をいう。

注10 「18」について、認定を受けた者のみ提出してください。

注11 「19」について、認定を受けた県内業者のみ提出してください。

注12 「20」について、登録を受けた県内業者のみ提出してください。

注13 「21」について、登録を受けた県内業者のみ提出してください。

注14 新型コロナウイルス感染症等の影響による税の徴収猶予等について

新型コロナウイルス感染症等の影響を受けたことにより、町税・県税・国税の徴収猶予等を受けている事業者については、納税証明書等の提出は不要ですが、猶予の特例が認められていることが確認できる書類（猶予許可通知書の写し等）を提出してください。

6 提出方法及び注意事項等

(1) 提出部数

1部

(2) 提出方法

- 提出場所に持参または郵送により提出することとしますが、新型コロナウイルス感染症対策のため、原則として郵送で提出してください。（各回の申請最終日の消印有効）

- ・郵送により提出し、受付票の返付を希望する方は返信用封筒（定型サイズ・必要な料金の郵便切手を貼付）に住所氏名を記入の上、必ず同封願います。
- ・A4版縦長ファイル（赤色）に5「提出書類一覧表」の順番に綴じてください。（受付票は返還しますので、ファイルに綴じないでください。）
- ・ファイルの背表紙に会社名を記入してください。

（3）注意事項

- ① 資格審査申請書等の重要な事項に虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかった場合には、入札参加資格を認定しないことがあります。また、認定を受けた後でそれらの事実が判明した場合は、認定を取り消すことがありますので、十分注意してください。
- ② 受付後に申請内容を確認するため、連絡することがありますので、提出した資格審査申請書等の控えを1部作成し、様式第1号【E】に記入する申請事務担当者が保管してください。
- ③ 提出書類の中で写し等を提出する場合には、複写機による鮮明なもので、A4版に調製したものを提出してください。
- ④ 入札参加資格申請の申請書類はお返ししません。申請時には十分注意してください。

第2 提出書類の記入要領

1 共通事項

- (1) 申請年月日については、作成年月日を記入してください。
- (2) 提出書類は、本店（本社）で作成して提出してください。したがって、申請者は本店（本社）の代表者となります。印鑑は代表者の実印を「印」の箇所へ押印してください。なお、申請者欄についてでは、ゴム印等を使用しても構いません。
- (3) 登記簿上の本店と実際の事務を行っている主たる営業所の所在地が異なる場合には、両方を併記してください。
- (4) 提出書類の作成に当たっては、各様式に特に定めのあるものを除いて、資格審査の申請日を基準日として作成してください。
- (5) 指定した様式の記入については、ホームページからダウンロードした様式へ入力してください。ペン又はボールペンで記入したものによる提出も可能です。
- (6) 「※」の欄には何も記入しないでください。

2 指名競争入札参加資格審査申請書【様式第8号（A）】

- (1) 「※ 受付番号」欄は、記入しないでください。
- (2) 「01 法人・個人の区分」欄は、該当する番号（1. 法人、2. 個人）を記入してください。
- (3) 「02 商号又は名称（フリガナ）」欄は、フリガナはカタカナを用いることとし、濁点（「」）及び半濁点（「°」）は、1文字としないでください。なお、株式会社等の法人の種

類を表す文字についてはフリガナは不要です。

(正) (誤)

パ	バ	ハ	。	ハ	ヽ
---	---	---	---	---	---

(4) 「03 商号又は名称（漢字等）」欄

- ① 株式会社等法人の種類を表す文字は、次の表の略号を用いて記入してください。
- ② 括弧もそれぞれ1字とみなし、1枠ずつ記入してください。
- ③ 商号又は名称が、漢字で表記される場合は漢字で記入し、カタカナで表記される場合はカタカナで記入し、ひらがなで表記される場合はひらがなで記入することとしますが、カタカナ及びひらがなの場合、濁点及び半濁点は1文字としないでください。
- ④ 文字がマスの中に収まらない場合には、適宜、欄を追加して記入してください。

(例)

(株)
---	---	---

種類	株式会社	有限会社	合資会社	合名会社	協同組合	協業組合	企業組合	財団法人	社団法人
略号	(株)	(有)	(資)	(名)	(同)	(業)	(企)	(財)	(社)

(5) 「04 代表者氏名（漢字等）」の欄は、姓と名との間は1文字空けて記入してください。

(例)

広	島		太	郎
---	---	--	---	---

- (6) 「05 郵便番号」欄は、本店所在地の郵便番号を記入してください。
- (7) 「07 本店所在地（漢字等）」欄は、県市区町村に続く町名、街区番号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については、「-（ハイフン）」を用いて記入してください。また、ビル名等は下欄に記入してください。

(例1) 広島県広島市中区基町10番52号 ○○○○ビル6階 の場合

広	島	県	広	島	市	中	区	基	町	1	0	-	5	2						
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	--	--	--	--	--	--

○	○	○	○	ビ	ル	6	階													
---	---	---	---	---	---	---	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(例2) 広島県安芸郡海田町上市14番18号 の場合

広	島	県	安	芸	郡	海	田	町	上	市	1	4	-	1	8					
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	--	--	--	--	--

- (8) 「08 電話番号」及び「09 FAX番号」欄については、左詰めで記入し、市外局番と市内局番等は「-（ハイフン）」で結んでください。

(例)

0	8	2	-	8	2	3	-	9	2	0	1
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

(9) 「10 Eメールアドレス」欄については、個人の方のメールアドレスでも構いませんが、町か
らの業務上の連絡に対応できる方のアドレスを記入してください。

なお、メールアドレスを持っていない場合は、空白のままとしてください。

例 z a i s e i @ t o w n . k a i t a . j p

※ メールアドレス中、「大文字」、「小文字」、「- (ハイフン)」、「_ (アンダーバー)」、「. (ドット)」等は明確に記入してください。

(10) 「11 Eメールアドレス区分」欄については、「10 Eメールアドレス」欄に記入したアド
レスについて、法人用のときは「1」、個人用のときは「2」を記入してください。「10」に記
入していない場合は、空白のままとしてください。

(11) 「12 県内営業所の有無」欄については、委任営業所がある場合は「1」を記入し、無い場合
は空白としてください。

3 指名競争入札参加資格審査申請書〔様式第8号（B）〕

(1) 「13 希望業務の内容」

審査を希望する業務分野及び部門の下の欄に「1」を記入してください。

(業務内容)

業務分野の区分	業務部門
測量	測量一般、地図の調製、航空測量
建築関係建設コンサルタント	建築一般、意匠、構造、暖冷房、衛生、電気、建築積算、機械設備積算、電気設備積算、調査
地質調査	地質調査
補償関係コンサルタント	土地調査、土地評価、物件、機械工作物、営業・特殊補償、事業損失、補償関連
土木関係建設コンサルタント	河川・砂防及び海岸・海洋、港湾及び空港、電力土木、道路、鉄道、上水道及び工業用水道、下水道、農業土木、森林土木、水産土木、廃棄物、造園、都市計画及び地方計画、地質、土質及び基礎、鋼構造及びコンクリート、トンネル、施工計画・施工設備及び積算、建設環境、建設機械、電気電子
その他	不動産鑑定、登記手続等、その他

(注意事項)

① 「測量」分野に属する部門は、測量業法に基づく測量業者の登録を受けていない方は希望で

きません。

- ② 「建築関係コンサルタント」分野のうち、「建築一般」部門については、建築士法に基づく建築士事務所の登録を受けていない方は希望できません。
- ③ 「その他」分野のうち、「不動産鑑定」部門については、不動産の鑑定評価に関する法律に基づく不動産鑑定業者の登録を受けていない方は希望できません。

(2) 「1 3－1 その他業務の具体的な内容（希望業務）」

「その他業務」を希望した方のみ、その内容を5項目以内で簡潔に記入してください。

なお、「その他」とは、「測量」、「建築関係コンサルタント」、「地質調査」、「補償関係コンサルタント」、「土木関係コンサルタント」分野に該当しない電算関係業務、計算業務、工事資料等の整理、経済調査、環境調査、交通量調査、埋蔵文化財発掘調査支援業務、水質大気等の分析・解析等が対象となります。

(3) 「1 4 法令等の登録等の有無」

次の区分により、該当する登録等の下の欄に「1」を記入してください。

測量業者	測量法（昭和24年法律第188号）第55条による登録を受けている場合
建築士事務所	建築士法（昭和25年法律第202号）第23条による登録を受けている場合
地質調査業者	地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第2条による登録を受けている場合
補償コンサルタント	補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第2条による登録を受けている場合
建設コンサルタント	建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条による登録を受けている場合
不動産鑑定業者	不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第22条による登録を受けている場合
土地家屋調査士	土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第6条による登録を受けている場合（法人の場合は、記入しない。）
司法書士	司法書士法（昭和25年法律第197号）第6条による登録を受けている場合（法人の場合は、記入しない。）
計量証明事業者	計量法（平成4年法律第51号）第107条による登録を受けている場合

(4) 「1 5 登録等を受けている事業一覧」

該当する欄に登録年月日を記入してください。登録番号については、記入不要です。

なお、1つの登録の中に複数の部門等に登録がある場合には、登録年月日が最新のものを1つ選択して記入してください。

（例） 計量証明事業者（濃度）令和元年10月1日、計量証明事業者（音圧レベル）登録が令和2年4月1日の場合は、「令和2年4月1日」を記入する。

- (5) 「16 補償関係コンサルタント登録業者の登録部門内容」及び「17 建設コンサルタント登録業者の登録部門内容」

各登録規程により登録している部門の下の欄に「1」を記入してください。

4 指名競争入札参加資格審査申請書[様式第8号（C）]

- (1) 「18 希望業務等実績高」の各欄については、次により記入してください。

① 「② 直前2年度分決算」、「③ 直前1年度分決算」、「④ 直前2か年間の年間平均実績高」の各欄は、「① 入札参加資格希望業務区分」の（「測量」、「建築関係建設コンサルタント業務」、「地質調査業務」、「補償関係コンサルタント業務」、「土木関係建設コンサルタント業務」、「その他」の各業務分野）ごとに該当する欄に記入してください。

なお、業務内容については、3の(1)「業務内容」を参考にしてください。

※ 測量・建設コンサルタント等業務以外の業務の実績高は記入しないでください。（建設業やその他（販売業等）を兼業している場合は、その完成工事高、売上高等は含みません。）

- ② 「② 直前2年度分決算」「③ 直前1年度分決算」の各欄

「③ 直前1年度分決算」申請日直前に確定した決算を含む過去1年間の決算額をいい、

「② 直前2年度分決算」とは直前1年度分決算の前の1年間の決算額をいいます。

これらの各決算については、千円未満を切り捨てとしてください。

- ③ 「④ 直前2か年間の年間平均実績高」欄

②と③の両決算に基づき算定した年間平均実績高（両決算の合計を2で除して得た数値であり、千円未満は四捨五入してください。）をいいます。

なお、決算が1事業年度1回の場合には、「② 直前2年度分決算」及び「③ 直前1年度分決算」の各欄のうち、右側の欄のみに記入してください。

また、決算が1事業年度1回の業者で、中途に決算期の変更等をしたため、直前2か年間に決算期が3以上ある場合は、「③ 直前1年度分決算」の右側の欄に一番直近の決算期だけを記入し、続いて「② 直前2年度分決算」の右側の欄に次の決算期分を記入し、残りの全ての決算期分の合計を左側の欄に、まとめて記入してください。

- ④ 各々の金額については消費税及び地方消費税を含まない額とします。

(例) 「測量」及び「建築関係建設コンサルタント業務」の2業種を希望する場合

「測量」の直前2か年間の年間平均実績高 5, 000, 000円

「建築関係建設コンサルタント業務」の直前2か年間の年間平均実績高 6, 000, 000円

① 競争参加資格希望業務区分
測量
建築関係建設コンサルタント業務
地質調査業務

④ 直前2か年間の年間平均実績高 (千円)
5 0 0 0
6 0 0 0

⑤ 直前2か年の間に創業や営業年度の変更等があった場合は、以下の例により算定してください。

(例1) 営業年度を変更したため、申請日の直前2か年間に含まれる各営業年度の月数の合計が24か月に満たない場合（按分計算を行う。）

← C → ← B → ← A →				
(12か月)	(12か月)	(9か月)		
決算日	決算日	決算日	決算日	申請日

直前2年の各営業年度の合計月数…………… (A+B=21か月)

不足月数…………… 24-21=3か月

計算式
$$\frac{A + B + (C \times 3 / 12)}{2} = \text{直前2か年間の年間平均実績高}$$

(例2) 新規に営業を開始したことにより合計月数が24か月に満たない場合

各営業年度の実績高の合計額×1/2=直前2か年間の年間平均実績高

(例3) 個人企業から法人組織に移行し、かつ現企業と前企業とが同一性を保持していると認められる場合、又は他の企業を吸収合併等した場合

移行前の企業又は吸収合併前の各企業等の契約実績（ただし、現企業の主として請負う業務と同業務の契約実績に限ります。）も実績高に含めてください。

(2) 「19 自己資本額」の欄

次により記入してください。（個人事業者の方は、次のページを参考にしてください。）

① 「① 払込資本金」

法人にあっては払込済みの額（資本金と新株式払込金又は新株式申込証拠金の合計）を、組合にあっては組合の基本財産と組合員の払込資本金との合計額をいいます。

② 「② 準備金・積立金」とは、資本準備金（資本準備金及びその他資本準備金）と利益剰余金のうち利益準備金、任意準備金及び任意積立金（退職手当積立金等）の合計額（ただし、組合にあっては組合の利益準備金及び特別積立金と組合員の法定準備金及び任意積立金との合計額）をいいます。

- ③ 「次期繰越利益（欠損）金」とは、繰越利益剰余金をいいます。
- ④ 「直前決算時」及び「剩余（欠損）金処分」の各欄については、申請日直前の決算により記入し、「決算後の増減額」欄については、当該直前決算確定日から申請日までの間における増減額を記入してください。

なお、外資系企業の場合には、「① 払込資本金」の合計欄の上段（ ）内に外国資本の額を内数で記入してください。

また、自己資本額がマイナスの場合には、最左の枠に「-」を記入してください。

(例) 自己資本額が-12,345千円の場合

-					1	2	3	4	5
---	--	--	--	--	---	---	---	---	---

- (3) 「20 損益計算書」の「税引前当期利益（S）」欄

直前の決算期の損益計算書の「税引前当期純利益」を記入してください。

- (4) 「21 貸借対照表」の「① 流動資産（M）」、「② 流動負債（N）」、「③ 固定資産（Q）」及び「④ 総資本額（R）」の各欄

直前の決算期の貸借対照表の各金額を記入してください。

「総資本額」とは「資産合計（負債純資産合計）」をいいます。

(注意事項)

○ 個人事業者の方の「19 自己資本額」「20 損益計算書」「21 貸借対照表」の記入方法について

- ① 「19 自己資本額」
 - ・ ④「合計」欄（P）のみの記入で構いません。この金額は貸借対照表の「資産（流動資産計+固定資産計+引当金計）-負債（流動負債計+固定負債計+引当金計）」と一致するようにしてください。
- ② 「20 損益計算書」（税引前当期利益）
 - ・ 貸借対照表の「本年利益（損失）」欄の金額、または損益計算書の所得金額（確定申告において青色申告をしている者は、青色申告特別控除前の所得金額）を記入してください。
- ③ 「21 貸借対照表」
 - ・ 「①流動資産」、「②流動負債」及び「③固定資産」欄は、貸借対照表をもとに正しく記入してください。損益計算書に「流動資産計」・「固定資産計」・「流動負債計」及び「流動資産計」欄がない場合においても、「流動・固定」の区別を間違えないよう科目を十分に確認して計算し、それぞれ記入してください。

- ・ 「④ 総資本額（負債資本合計）は、貸借対照表の資産の部の「事業主貸」欄の金額を含めないように注意してください。

$$\text{総資本額} = \text{「資産の部の合計」} - \text{「事業主貸」}$$

$$\text{または「流動資産計」} + \text{「固定資産計」}$$

(5) 「2 2 経営比率」の「① 総資本純利益率」，「② 流動比率」及び「③ 自己資本固定比率」の各欄

それぞれ小数点第二位以下の数値を四捨五入して小数点第一位までの数値を記入してください。

(6) 「2 3 外資状況」欄

外資系企業（日本国籍会社を含む。）の場合に、該当する会社区分の番号（1，2又は3のいずれか）に「○」印を付するとともに、〔国名：　　〕内に外国名を、（比率：　　%）内に当該国の資本の比率をそれぞれ記入してください。

1又は2に該当するとき、若しくは3に該当し比率の合計が50%以上のときは、下の欄に「1」を記入してください。

なお、「2 日本国籍会社（比率100%）」とは、100%外国資本の会社を、「3 日本国籍会社」とは、一部外国資本の会社をそれぞれいいます。

(7) 「2 4 営業年数等」欄

入札参加希望業務に係る事業の開始日（2業種以上のときは最も早い開始日）から申請日までの期間（1年未満の端数は、これを切り捨てます。）から、当該事業を中断した期間を控除した期間を右詰めで記入してください。（営業開始日は、登記簿（法人）や現況報告書に記載されています。）

また、組織変更、家業相続等が行われ、かつ現企業と前企業が同一性を保持していると認められる場合は、前企業の創業時をとることができます。

企業の合併が行われたときは、合併前の各企業のうち古いものの創業時をとることができます。

5 指名競争入札参加資格審査申請書[様式第8号（D）]

(1) 「2 5 常勤職員の数」の「① 技術職員」及び「② 事務職員」の各欄

資格審査の申請日において、申請者が常時雇用している従業員のうち専ら業務に従事している職員の数を、「③その他の職員」の欄には、それ以外の職員の数を実人数で記入してください。

臨時職員、パート職員、非常勤職員等は計上しないでください。

「技術職員」と「事務職員」を兼ねている場合は、「技術職員」として優先計上してください。

また、「④ 計」欄には、法人にあっては常勤役員の数を含めたものを、個人にあっては事業主を含めたものをそれぞれ記入し、「⑤ 役職員等」欄には、常勤役員又は事業主の数を内数で記入

してください。

(2) 「26 有資格者数」欄

資格審査の申請日における常勤職員のうち、該当する資格を有する者等の人数を記入してください。

1人で2以上の資格を有している者がある場合は、重複して計上してください。ただし、1・2級（建築士等）、土・土補（測量士等）の資格を有している場合は上位のもののみ計上してください。

最も右の「横計」の欄には、横の行の各欄に記入した有資格者の合計人数をそれぞれ記入し、「①～⑥の計」の欄に「①横計」から「⑥横計」の合計を記入してください。

最も下の「縦計」の欄には、縦の列の各欄に記入した有資格者の合計人数を記入してください。

(注意事項)

- 1 5の(1)及び(2)において、「常時雇用」及び「常勤」とは、申請者に従事し、かつ客観的な雇用関係（定期・定額給与の支払対象者、社会保険の納付対象者であること等）を有することをいいますので注意してください。
- 2 「常時雇用」及び「常勤」関係に疑義がある場合は、上記客観的な判断事項に関する資料の提出を求めることがあります、虚偽の申請と認められる場合は、資格を認定しないことがあるので十分注意してください。
- 3 友好・協力関係にある別企業の職員を、混同して記載される方が見受けられます。あくまで、**自社の職員数のみを記載してください。**
- 4 「縦計」の欄に記入した人数を合計した人数と「①～⑥の計」の欄に記入した人数が一致することを確認して提出してください。
- 5 有資格者として計上した人は、必ず「有資格技術職員名簿（様式第10号）」に記入し、この欄の資格者と名簿の資格数とが一致するように確認してください。

(3) 「27 建設業の許可番号」欄については、海田町の建設工事の入札参加資格審査を申請する場合に限り、記入してください。

なお、〈大臣・知事コード〉欄は、大臣許可の場合は「00」、知事許可の場合は、「都道府県コード」を記入してください。（例：広島県＝「34」）

(4) 「28 TECRIS業者登録番号」の欄には、(財)日本建設情報総合センターの運営する「調査設計、測量並びに地質調査に関する実績情報サービス」(TECRIS)の企業ID(10ヶタ)を記入してください。登録がない場合は、記入不要です。

(5) 「29 ISO9001の取得有無」（添付書類あり）

入札参加資格審査申請時において、広島県内の営業所等が、JAB又はJABと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関から、JISQ9001：2008（ISO9001：2008）の資格の認証を受けている場合は、「1」を記入してください。認証を受けていない場合は記入する必要はありません。

この項目は、測量・建設コンサルタント業務と関係する範囲の認定を受けている場合のみ記載してください。

(6) 「30 ISO9001の取得年月日」

「29」で記入した資格の取得年月日を記入してください。

6 指名競争入札参加資格審査申請書[様式第8号（E）]

(1) 「31 障害者雇用の状況」（添付書類あり）

県内業者のみが対象です。（県外業者が県内の営業所で障害者の方を雇用していても対象外です。）雇用義務を確認のうえ、下表の要件を満たす場合のみ記入し、添付書類を提出してください。

雇用義務の有無	要件	提出書類（県に提出）
障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第1項の規定により、第2条第1項に規定する障害者（以下「障害者」という。）を雇用する義務のある者	障害者の促進等に関する法律施行令（昭和35年政令第292号）第9条に規定する障害者雇用率を達成した者	障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第38号）第8条の規定により公共職業安定所長へ報告した障害者雇用状況報告書（事業主控）の写し
障害者雇用義務のない者	障害者を1名以上直接的かつ恒常に雇用している者	障害者を1名以上直接的かつ恒常に雇用していることを確認できる書類（①②両方必要、ともに写しで可） ①本人の身体障害者手帳又は療育手帳 ②本人の健康保険証等

(2) 「32 地域防災活動への貢献」の欄（添付書類なし）

広島県公共土木施設災害支援制度の支援団体の認定（情報収集活動を行う者に限る。）を受けている場合のみ「1」を記載してください。（それ以外の場合には記載しないでください。）

(3) 「33 社会資本維持管理活動への貢献」の欄（添付書類なし）

広島県アダプト制度の認定（マイロードシステム、ラブリバーアイド）を受けている場合のみ「1」を記載してください。（それ以外の場合には記載しないでください。）

(4) 「34 広島県仕事と家庭の両立支援企業の登録」の欄（添付書類なし）

広島県仕事と家庭の両立支援企業として登録されている場合のみ「1」を記載してください。（それ以外の場合には記載しないでください。）
(登録等に関するお問合せ先)

広島県健康福祉局 働く女性応援課 電話：082-513-3419

(5) 「35 広島県働き方改革実践企業認定制度の登録」の欄（添付書類なし）

広島県働き方改革実践企業認定制度において登録されている場合のみ「1」を記載してください。（それ以外の場合には記載しないでください。）

(6) 「36 消防団協力事業所の認定」の欄（添付書類あり）

広島県内に主たる営業所がある者で、県内市町の消防団協力事業所表示制度に基づき、消防団協力事業所に認定されている場合のみ「1」を記載してください。（それ以外の場合には記載しないでください。）

(7) 「37 協力雇用主の登録」の欄（添付書類あり）

広島県内に主たる営業所がある者で、犯罪や非行をした人を雇用し、立ち直りを助ける協力雇用主として広島保護観察所に登録されている場合のみ「1」を記載してください。（それ以外の場合には記載しないでください。）

(8) 「38 指名除外の状況」の欄には、申請者は記入しないでください。

(9) 申請事務担当者欄

当該申請書の作成等、申請事務を実際に担当した者の所属部署名、担当者氏名、連絡先の電話番号及びFAX番号を記入してください。

7 営業所一覧表〔様式第9号〕

(1) 測量及び建設コンサルタント等業務の委託契約する権限等を委任する場合は、委任先営業所（支店等）を記入してください。

委任先営業所がない場合も提出してください。（この場合、記入は不要です。）

(2) 各欄の記入については2～5を参考に記入してください。

(3) 「海田町税及び広島県税の納税義務について」欄

海田町内・広島県内に営業所がないなどの理由で、海田町税・広島県税の納税義務がない場合は、「海田町税については納税義務がありません。」「広島県税については納税義務がありません。」と記入してください。

8 有資格技術職員名簿〔様式第10号〕

(1) この様式に記載する有資格技術者は、資格審査の申請日時点において、申請者が常時雇用している技術者としてください。

(2) 「営業所等」の欄には、当該技術者が所属している本店、支店及び営業所等を記入して所属単位ごとにまとめて記入してください。

(3) 「氏名」の欄には、営業所（本店又は支店若しくは常時契約を締結する事務所）ごとにまとめて記入してください。

(4) 「有資格区分コード」欄には、次頁以下の有資格区分コード表の分類に従い、該当する番号を記入してください。コード表に該当する資格者を持たない技術職員については、記入しないでください。

(5) 資格が6以上あって記入が2段になる場合は、「所属営業所等（支店）」「氏名」「フリガナ」「生年月日」及び「最終学歴」は最上段のみ記入してください。

(6) 本表が一枚以上となる場合には、同一の様式を用いて引き続き記入し、右肩の□／□頁に
1／5、2／5、…、5／5のように記入してください。

(7) 「※ 受付番号」欄には何も記入しないでください。

(8) 各ページの下段余白に、各資格コードの人数の小計に記載してください。最終ページの下段余白には、小計及び合計を記載してください。（書き方は問いません。）

(注意事項)

- ① 常時雇用とは、申請者に従事し、かつ客観的な判断事項（定期・定額給与の支払対象者、社会保険の納付対象者であること等）を有することをいいますので注意してください。
- ② 常時雇用関係に疑惑がある場合は、上記客観的な判断事項に関する資料の提出を求めることがあります、虚偽の申請と認められる場合は、資格を認定しないことがあるので十分注意してください。
- ③ 友好・協力関係にある別企業の職員を、混同して記載することなく、あくまで、**自社の職員数のみを記載してください。**
- ④ 次の有資格区分コード表の該当しない技術職員の氏名は、記入しないでください。
- ⑤ 様式第1号〔D〕の「26 有資格者数」欄に記載した資格数とこの様式に記載する資格数は同数となるよう、十分注意して記入してください。

◎技術職員区分分類表及び有資格区分コード表

根拠法令	資格コード	資格の区分・名称等
建築士法	137	1級建築士（建築士法による1級建築士の免許を受けている者）
	238	2級建築士（建築士法による2級建築士の免許を受けている者。1級建築士の免許を受けている者を除く。）
	062	建築設備士（建築士法に基づく建築設備資格者を定める告示による建築設備資格者の登録を受けている者）
	301	建築積算資格者（社団法人日本建築積算協会の行う建築積算資格者試験に合格し、登録を受けている者）
建設業法	113	一級土木施工管理技士（建設業法による技術検定のうち検定種目を1級の土木施工管理とするものに合格した者）
測量法	101	測量士（測量法による測量士の登録を受けている者）
	202	測量士補（測量法による測量士補の登録を受けている者。測量士の登録を受けている者を除く。）
計量法	222	環境計量士（計量法による計量士（環境計量士（濃度関係）及び環境計量士（騒音・振動関係）に限る。）
不動産の鑑定評価に関する法律	241	不動産鑑定士（不動産の鑑定評価に関する法律による不動産鑑定士の登録を受けている者）
	342	不動産鑑定士補（不動産の鑑定評価に関する法律による不動産鑑定士補の登録を受けている者）
土地家屋調査士法	243	土地家屋調査士（土地家屋調査士法による土地家屋調査士の登録を受けている者）
司法書士法	244	司法書士（司法書士法による司法書士の登録を受けている者）

根拠法令	資格コード	資格の区分・名称等
------	-------	-----------

技術士法	161	技術士：機械部門 選択科目 ※1
	162	〃：機械部門 選択科目 その他
	163	〃：電気・電子部門
	164	〃：建設部門 選択科目 土質及び基礎
	165	〃：建設部門 選択科目 鋼構造及びコンクリート
	166	〃：建設部門 選択科目 都市及び地方計画
	167	〃：建設部門 選択科目 河川、砂防及び海岸
	168	〃：建設部門 選択科目 港湾及び空港
	169	〃：建設部門 選択科目 電力土木
	170	〃：建設部門 選択科目 道路
	171	〃：建設部門 選択科目 鉄道
	172	〃：建設部門 選択科目 トンネル
	173	〃：建設部門 選択科目 施工計画、施工設備及び積算
	174	〃：建設部門 選択科目 建設環境
	175	〃：農業部門 選択科目 農業土木
	176	〃：林業部門 選択科目 森林土木
	177	〃：水産部門 選択科目 水産土木
	178	〃：情報工学部門
	179	〃：応用理学部門 選択科目 地質
	180	〃：応用理学部門 選択科目 その他
	181	〃：水道部門 選択科目 上水道及び工業用水道
	182	〃：水道部門 選択科目 下水道
	183	〃：水道部門 選択科目 水道環境
	184	〃：その他の部門（総合技術監理部門を除く）
	※2	〃：総合技術監理部門

根拠法令	資格コード	資格の区分・名称
------	-------	----------

一般社団法人建設コンサルタンツ協会の行うRCCM資格試験に合格し、登録を受けている者	701	RCCM: 河川、砂防及び海岸・海洋
	702	// : 港湾及び空港
	703	// : 電力土木
	704	// : 道路
	705	// : 鉄道
	706	// : 造園
	707	// : 都市計画及び地方計画
	708	// : 地質
	709	// : 土質及び基礎
	710	// : 鋼構造及びコンクリート
	711	// : トンネル
	712	// : 施工計画、施工設備及び積算
	713	// : 建設環境
	714	// : 上水道及び工業用水道
	715	// : 下水道
	716	// : 農業土木
	717	// : 森林土木
	718	// : 機械
	719	// : 電気電子
	720	// : 水産土木
	721	// : 廃棄物
	722	// : 建設情報

公認会計士法	245	公認会計士（公認会計士法による公認会計士の資格を有し、登録を受けている者）
	346	会計士補（公認会計士法による会計士補の資格を有する者。公認会計士である者を除く。）

根拠法令	資格コード	資格の区分・名称
税理士法	247	税理士（税理士法による税理士の資格を有し、税理士名簿に登録をしている者）
電気事業法	258	第1種電気主任技術者（電気事業法による第1種電気主任技術者免状の交付を受けている者）
電気通信事業法	223	第1種伝送交換主任技術者（電気通信事業法による第1種伝送交換主任技術者資格者証の交付を受けている者）
	224	線路主任技術者（電気通信事業法による線路主任技術者資格者証の交付を受けている者）
中小企業指導事業の実施に関する基準を定める省令	248	中小企業診断士（中小企業診断士として登録を受けている者）
	251	地質調査技士（社団法人全国地質調査業協会連合会の行う地質調査技士資格検定試験に合格し、登録を受けている者）
	302	土地区画整理士（国土交通大臣の行う土地区画整理士技術検定に合格し、登録を受けている者）
001		建設コンサルタント業務実務経験者 ※3
002		用地調査等業務実務経験者 ※4
003		公共用地取得実務経験者 ※5

※1 技術者の資格コード「161」に該当する「機械部門」の「選択科目」は、平成15年以前に取得した場合は「液体機械」、「建設、鉱山及び運搬機械」又は「機械設備」とし、平成16年以降に取得した場合には「機械設計」、「流体工学」又は「交通・物流機械及び建設機械」とする。

※2 総合技術監理部門については、該当する選択科目によって161～183の資格コードを適用する。一人の技術者が、同じ資格コードの技術士の資格を有している場合には、同じコードを重複して2つ記入する。

※3 ① 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（旧大学令による大学を含む。）又は高等専門学校（旧専門学校令による専門学校を含む。）の土木工学又は同等の工学に関する科目（橋梁工学、土質工学、河川工学、海岸工学、構造力学、材料工学、水理学、道路・鉄道工学、コン

クリート工学、都市計画及び地方計画、その他農業土木、森林土木に関する学科を含む。以下同じ。）を習得し、建設コンサルタント業務（建設事業の計画・調査・立案・助言及び建設工事の設計・管理業務に従事又はこれを監理することをいう。以下同じ。）に20年以上の実務経験を有する者

- ② 学校教育法による高等学校の土木工学又は同等の工学に関する科目を習得し建設コンサルタント等業務に22年以上の実務経験を有する者

その他の者にあっては、建設コンサルタント等業務に25年以上の実務経験を有する者

- ※4 ① 换算コンサルタント登録規程第2条に規定する登録部門（土地調査、土地評価、物件、機械工作物、営業補償、特殊補償、事業損失、補償関連）のいずれかに係る補償業務に関し7年以上の実務経験を有する者

- ② 補償業務全般に関する指導監督的実務の経験3年以上を含む20年以上の実務経験を有する者
③ 社団法人日本換算コンサルタント協会が付与する補償業務管理士の資格を有する者で財団法人

公共用地補償機構の行う「補算コンサルタント業補算業務管理者認定研修」を修了した者

- ※5 国、地方公共団体等にあって、公共用地の取得等に関する実務経験を10年以上有する者

9 希望業務実績調書〔様式第11号〕

- (1) 希望業務実績調書は、希望業務内容（測量、建築関係建設コンサルタント、地質調査、補償関係コンサルタント、土木関係建設コンサルタント、その他）の各別に作成してください。
- (2) 「直前1年間の主な契約」について、契約金額が高額である順に10件まで記入してください。
- (3) 「直前1年間の主な契約」とは、直前の営業年度内において契約されたものをいいます。（契約期間が次の営業年度に及ぶものを含む。）
- (4) 下請については、「注文者」の欄には元請業者名を記入し、「件名」の欄については、下請件名を記入してください。
- (5) 「測量等対象の規模等」の欄には、例えば測量の面積・精度等、設計の階数・構造・延べ面積等を記入してください。
- (6) 「委託契約金額（千円）」欄については、消費税及び地方消費税込みの金額を記入してください。
(千円未満は切り捨て)
- (7) 「※」印の欄には何も記入しないでください。

第3 追加の入札参加資格審査申請の取扱いについて

- 1 入札参加資格の格付認定の単位は、「それぞれの業務分野の各部門」ごととしています。

このため、既に認定を受けている「業種部門」以外の「業種部門」の追加を希望する場合には、再度、別に定める追加提出期間に入札参加資格審査を申請する必要があります。

（例①） 当初の認定において、希望業務分野を「測量」として、部門を「測量一般」のみを希望し

て認定を受けている場合に、認定後、「測量」分野の他の部門（地図の調整、航空測量）の追加を希望する時。

(例②) 当初の認定において、希望業務分野を「測量」のみとして認定を受けている場合に、認定後、「建築関係建設コンサルタント」分野の「建築一般」の追加を希望する時。

なお、「希望分野」と「希望部門」については、9ページ3(1)を参照してください。

2 追加申請までに入札参加資格の認定を申請していない者は、すべての「業務分野」及び「業務部門」（参加資格を満たしている場合に限る。）について、入札参加資格審査を申請することができます。

3 追加提出期間・追加提出方法については、決定次第、海田町ホームページに掲載します。

第4 問い合わせ先等

1 提出期間における入札参加資格審査申請に関する問い合わせ先

海田町役場企画部財政課管財係
〒736-8601
広島県安芸郡海田町上市14番18号
TEL 082(823)9201

2 入札参加資格審査申請書及び申請の手引きの入手方法

申請書、申請の手引きは、海田町ホームページ (<http://www.town.kaita.lg.jp/>) から入手してください。